

【特定生産緑地の指定申出にあたっての注意事項】

1. 申出書は、下表にある指定の受付期間までの間に、奈良市都市計画課へご提出ください。
(申出者は土地所有者が原則です。)

生産緑地地区の 都市計画決定の日	指定の期限（申出基準日）	指定の受付期間
1995年10月20日 (平成7年)	2025年10月20日 (令和7年)	2023年4月～2025年1月末まで (令和5年) (令和7年)
1996年10月25日 (平成8年)	2026年10月25日 (令和8年)	2024年4月～2026年1月末まで (令和6年) (令和8年)
1997年10月24日 (平成9年)	2027年10月24日 (令和9年)	2025年4月～2027年1月末まで (令和7年) (令和9年)
1998年10月30日 (平成10年)	2028年10月30日 (令和10年)	2026年4月～2028年1月末まで (令和8年) (令和10年)
以降同様	—	—

2. 申出書を提出する段階で、関係権利者全員の同意の有無を確認しておいてください。
3. 申出書を提出された以降に、申出された土地（以下、「申出地」といいます。）について、相続又は遺贈が生じた場合には、下記までご連絡願います。
4. 土地の一部分を指定する場合は、原則、分筆が必要です。なお、分筆には時間を要すると思われるので、事前に下記までご相談ください。
5. 今回、申出をされても耕作状況などが確認できない等により、特定生産緑地に指定されない場合があります。
6. その他、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：奈良市 都市整備部 都市計画課 電話：0742-34-4748
(ダイヤルイン)

《特定生産緑地の申出地の関係権利者全員の同意書等の提出時期について》

今回の指定申出を受けて、奈良市が現地調査等の事前審査を行います。

特定生産緑地に指定されることが認められたものについては、後日市より、申出書を提出された方に対して、申出地の関係権利者全員（申出者（所有権）を含む。）の同意書等の提出をお願いすることになります。同意書等の提出のお願いは、現地調査等が終了し次第、再度郵送によりお知らせさせていただきます。

- ※ “特定生産緑地の指定同意書”には、実印と印鑑登録証明書が必要となりますので、ご注意下さい。
- ※ 相続未登記の場合や、所有者が複数いる又は遠方にいる場合等は、指定同意書等の準備に相当の時間を要すると思われるので、ご注意下さい。